

【資料 1】

（仮称）和光市こども計画

令和 7 年度～令和 1 1 年度

【素案】

令和 6 年 1 0 月

和光市

市長あいさつ文を挿入予定

目次

第1章	こども計画の策定にあたって	
1.	こども計画策定の背景	
2.	こども計画の位置づけ	
3.	他の計画等との関連	
4.	こども計画の期間	
第2章	基本理念	
1.	こども計画の基本理念	
2.	基本的な視点	
3.	基本目標	
4.	和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携	
5.	施策の体系	
第3章	基本方針	
	基本方針1 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進	
	基本施策 1-1 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	
	基本施策 1-2 多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化	
	基本方針2 こどもを守るセーフティネットの強化・支援	
	基本施策 2-1 困難を抱えたこどもへの支援	
	基本施策 2-2 こどもを守る地域づくり	
	基本方針3 こども・若者の意見の尊重	
	基本施策 3-1 こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	
	基本施策 3-2 地域の中での若者の主体的な参加の推進	
	基本方針4 こどもが健やか育つ「こどもまんなか」の環境づくり	
	基本施策 4-1 こども・若者の居場所づくり	
	基本施策 4-2 こどもの自主性と社会性を育む環境整備	
	基本施策 4-3 こどもの心と体を育む健康づくり	
	基本方針5 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	
	基本施策 5-1 自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上	
	基本施策 5-2 多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進	
	基本施策 5-3 教育・保育等の基盤整備計画（量の見込みと提供体制）	
第4章	和光市の子ども・子育て環境の現況	
1.	人口の状況	
	(1) 年齢3区分別人口の推移	
	(2) 出生の状況	
	(3) 就学前児童人口の推移	
	(4) 小学生年代人口の推移	

- (5) 中高生年代人口の推移
- (6) こども・若者人口の推移
- 2. こども・子育てを取り巻く世帯の状況
- (1) 世帯数と平均世帯人員数
- (2) 6歳未満のこどもがいる世帯の状況
- (3) 18歳未満のこどもがいる世帯の状況
- (4) 婚姻・離婚
- (5) ひとり親世帯の状況
- (6) 女性の労働力状態
- (7) 障害児数の推移
- (8) 生活保護世帯数の推移
- (9) 虐待通報件数の推移

第5章 こども・若者の状況

- 1. 小中学生アンケート調査の概要
- (1) 調査の目的
- (2) 調査の概要
- (3) 調査結果
- 2. 若者アンケート調査の概要
- (1) 調査の目的
- (2) 調査の概要
- (3) 調査結果

第6章 妊娠・子育ての状況

- 1. 妊婦調査・就学前児童保護者調査の概要
- (1) 調査の目的
- (2) 調査の概要
- 2. 調査結果
- (1) 妊婦調査
- (2) 就学前児童の保護者調査

第7章 こども計画の推進に向けて

- 1. 教育・保育提供区域の設定
- 2. こども計画の策定体制
- 3. こども計画の推進
- (1) こども計画の推進体制
- (2) こども計画の進行管理

第1章 こども計画の策定にあたって

第1節 こども計画の策定の背景

我が国では、長年にわたる少子高齢化が深刻な課題となっています。

厚生労働省が発表した令和5年の人口動態統計（概数）によると、日本の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むこどもの平均数）は1.20まで低下し、年間出生数は72万7,277人であったことが報告されています。

こどもや子育てを取り巻く環境に目を向けてみると、児童相談所における虐待相談対応件数は全国的に右肩上がりが増加しているほか、世帯の経済的な困窮がこども世代に影響を及ぼす「貧困の連鎖」が社会の大きな課題になるなど、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

こうした状況に対し、国は、令和5年4月1日に「こども家庭庁」を発足させ、少子化対策や子育て支援、いじめなど複数省庁にまたがっていたこどもを取り巻く課題に一元的に取り組む体制を整備しました。「こども家庭庁」は、こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか¹」社会へと作り変えていくための司令塔として機能することが期待されています。

また、「こども家庭庁」の発足と同日には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。

さらに、令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、こどもや若者、子育て当事者の視点や意見を尊重し、ライフステージごとに切れ目のない支援を目指すことや、貧困と格差の解消、若い世代の生活基盤の安定化、こどもや若者の権利の保障などの基本的な方針を掲げ、こども施策を関係機関と連携して総合的に推進することとしています。

和光市では、令和2年3月に「第2期和光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり」を基本理念として、こども・子育て支援に関する各種事業に取り組んできました。

本計画は、現行の「第2期和光市子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了することを受け、これまでの市の取組を評価・検証するとともに、国や県の動向、社会情勢等を踏まえ、今後の和光市におけるこども・若者、子育て支援の一層の推進を図り、すべてのこども・若者、子育て当事者が幸せな状態で生活を送ることができる環境を創出するために策定するものです。

¹ こどもまんなか社会…全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

第2節 こども計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。さらに、次の法令等に基づく各種計画は、本計画に包含するものいたします。

なお、こどもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「こどもの貧困解消対策計画」は、第五次和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画に包含していることから、当該計画との整合性を図って推進していきます。

策定にあたっては、こども大綱及び埼玉県こども計画を勘案するとともに、本市独自の施策を盛り込んだ計画としています。

【本計画と関連計画】

○子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条） 包含

○次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条第1項） 包含

○子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条） 包含

○母子保健計画（厚生労働省通知 母子保健計画策定指針） 包含

- ・ こどもの貧困解消対策計画（こどもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項） 整合・連携

（参考：こども基本法 第10条抜粋）

(2) 本市における他の計画との関係性

本計画は、本市の最上位計画である「第五次和光市総合振興計画」及び地域福祉の理念計画である「第四次和光市地域福祉計画（中間見直し）」に掲げる理念や基本方針を反映した、こども分野の総合的な計画として位置付けます。

そのほか、第六次障害者計画・第6期障害福祉計画、第9期長寿あんしんプラン、第二次健康わこう21、食育推進計画、第2期和光市自殺対策計画等の関連計画との連携を図り、関連施策等を参照又は本計画において補完することにより、各基本方針に掲げる各施策を展開していきます。

■本計画とその他計画との関係■

関係図挿入

■こども基本法（抜粋）■

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

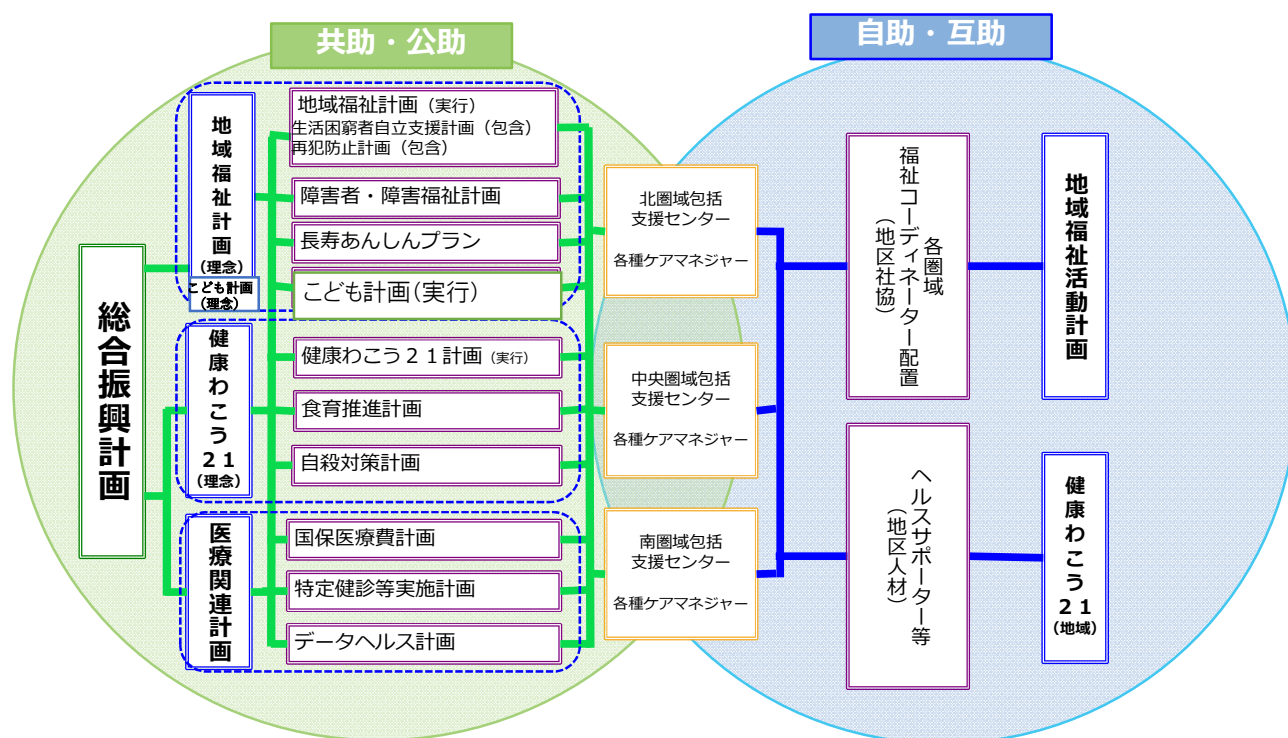
3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画其他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画其他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

第3節 他の計画等との関連

本計画は、市の最上位計画である「第五次和光市総合振興計画」の将来都市像や目標像を継承するとともに、「第四次和光市地域福祉計画」、「第六次和光市障害者計画・第6期和光市障害福祉計画」、「第二次和光市生活困窮者自立支援計画」等のこども・若者支援、子ども・子育て支援分野のその他関連計画との連携を図り、各計画に示された施策等を参照することにより、こども分野の総合的な計画として各種施策を展開します。



上位計画	第五次総合振興計画
	第四次地域福祉計画（中間見直し）
	和光市こども計画（理念）
こども計画（実行）と実行計画として並列する計画	地域福祉計画（実行） 生活困窮者自立支援計画（包含） 再犯防止計画（包含）
	障害者・障害福祉計画 障害児福祉計画（第3期）（包含）
	長寿あんしんプラン
こども計画（実行）に包含される計画	子ども・子育て支援事業計画（包含）
	次世代育成支援行動計画（包含）
	子ども・若者計画（包含）
	母子保健計画（包含）

第 2 章 基本理念

第1節 基本理念

「こども基本法」は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

また、「こども基本法」に基づく「こども大綱」は、「こどもまんなか社会」の実現をスローガンとしています。「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

こうした「こども基本法」や「こども大綱」目的や理念の実現に向け、本市の現状や課題を踏まえ、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

■和光市こども計画の基本理念■

こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる
「こどもまんなか」和光

◆◆◆ 和光市が目指す姿 ◆◆◆

- こどもが幸せである
- こども一人一人が大切にされる
- こどもが安心できる居場所がある
- 親も楽しく安心して子育てができる
- 地域がこどもの支えになっている
- 地域もこどもがいることに喜びを感じられる

第2節 基本的な視点

本計画の基本理念は、すべてのこどもの権利が保障され、こどもの基本的な人権が守られること、そこからこどもの最善の利益が保障されることを表したもので、こどもと子育て家庭への支援においては、「こどもまんなか」の考え方をより重視し、こどもが自己肯定感を育んでいけるしくみづくりが必要です。

そのためには、こどもの権利条約の示す「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」、「こどもの最善の利益」の4つの原則が社会に広がり、守られることが大切です。

和光市は、この4つの原則を基本的な視点とし、施策を展開していきます。

■計画の基本的な視点■

差別の禁止

生命、生存及び
発達に対する権利

こどもの意見の
尊重

こどもの
最善の利益

こどもの権利条約

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべてのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。

1989年11月20日、国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

こどもの権利条約は、こども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。こどもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。

生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など、世界のどこで生まれてもこどもたちがもっている様々な権利が定められた、この条約が採択されてから、世界中で、多くのこどもたちの状況の改善につながってきました。



第3節 基本目標

本計画の推進を通じて和光市が目指す、「ありたい姿」「あるべき姿」として以下の4つの基本目標を設定します。

■和光市の基本目標■

基本目標1 今、こどもが地域に参加して楽しいと感じる

基本目標2 今、こどもが主体的に健やかに成長できる

基本目標3 今、子育てが楽しいと感じる

基本目標4 今、こどもを支える地域社会がある

第4節 和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携

体制図

和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携

これまで設置していた児童相談の窓口「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健の機能を一体化して、関係機関とも連携する「総合こども家庭センター」を設置し、更にわこう版ネウボラを推進していきます



和光市総合こども家庭センター

ネウボラ課と子ども家庭支援課による一体的な相談支援体制のもと、全ての妊産婦、こども、子育て世帯を対象として、妊娠届から切れ目なく、妊産婦支援、こどもや子育てに関する相談を受けて支援へとつなぐためのマネジメント等を担います

ネウボラ課

(母子の保健の視点でサポート)

- 全ての妊産婦や乳幼児へのアプローチによる予防・早期発見・支援
- 妊娠前からの健康情報の提供
- 乳幼児健診・保健指導
- 不妊・不育症相談支援/未熟児・小児慢性特定疾病児医療費補助
- 情報把握、必要な調査等

子ども家庭支援課

(こどもと家庭を福祉の視点でサポート)

- 様々な機関等で把握した支援が必要なこどもや家庭に対してサポートプランを作成し、連絡調整による支援
- モニタリング等の実施による継続支援
- 対象家庭に適した家庭支援事業の利用勧奨による確実な支援
- 支援サービス等の企画調整

連携機関等

児童相談所

保健所

警察等

教育委員会・学校教育支援センター

庁内関係部署

医療的ケア児等支援協議会等

様々な民間を含む地域資源と連携して支援メニューに繋がります

認定こども園・幼稚園・保育園等

各地域の子育て世代包括支援センター

児童発達支援センター等

医療機関

一時預かり

誰でも通園制度

障害児支援

児童センター
児童館

学童クラブ
わこうっこクラブ

子育て広場

フリースクール
等こどもの居場所

こども食堂

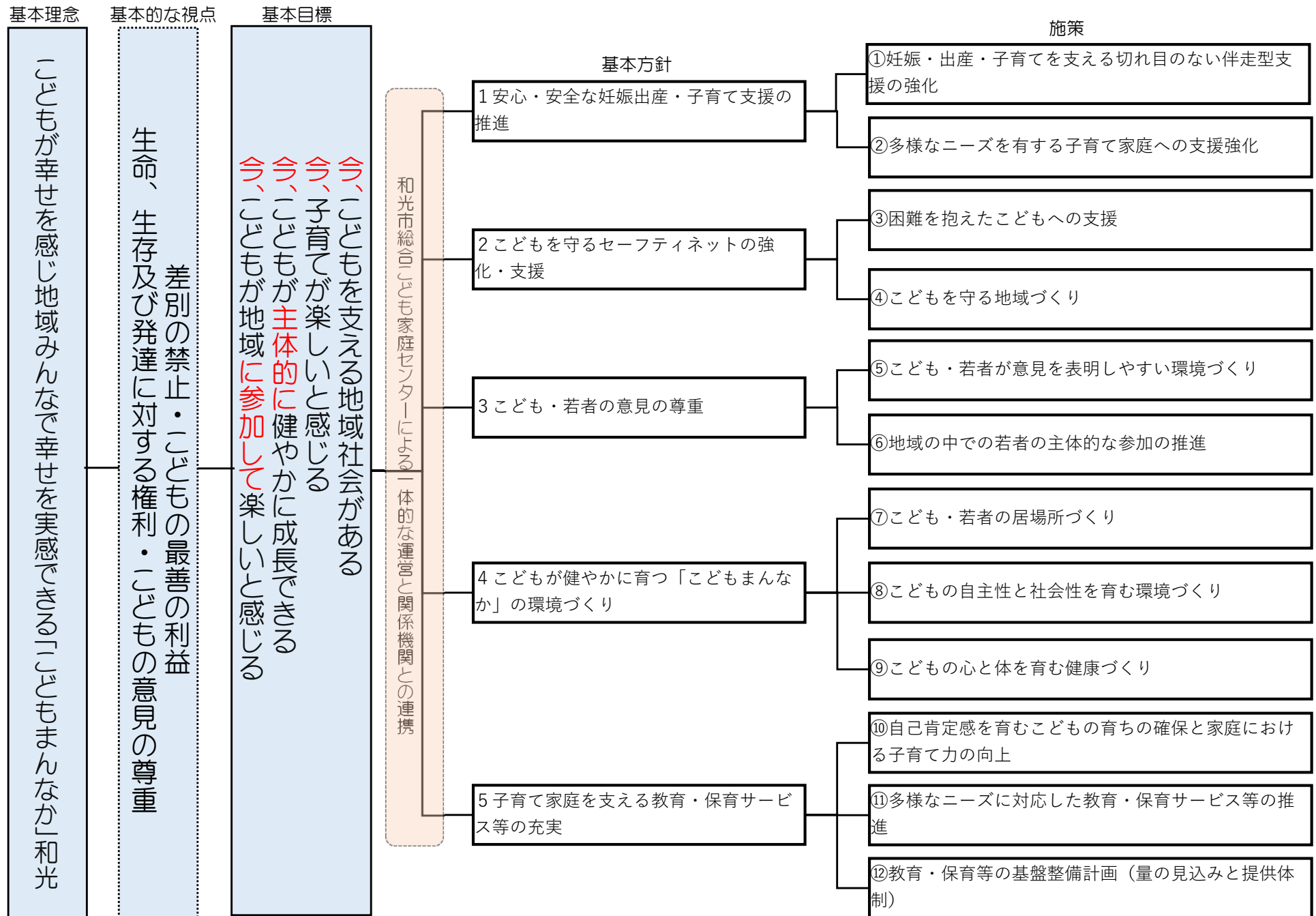
産前・産後サポート

家庭支援事業

プレーパーク

※令和9年度から子育て世代包括支援センターの一部は、地域版こども家庭センターへ移行予定

第5節 施策の体系



第3章 基本方針

基本方針 1

安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進

市民アンケート調査結果によると、およそ1割程度の保護者は「子育てに関する相談先はない」としています。子育ての負担感や孤立感の解消・軽減を目指し、安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう、出産前から子育て期に至るまでの総合的な相談支援体制の充実を図ります。

医療・保健・福祉・教育等との有機的な連携体制を確立し、産前・産後サポートの充実を図るほか、それぞれの家庭の状況に応じて各種サービスを組み合わせた個別支援計画を策定するなど、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行います。

また、障害のあるこども、配慮を要するこどものいる家庭、外国籍のこども・子育て家庭などの多様なニーズを適切に把握し、必要に応じた支援を届けられるよう、サポート体制の充実を図ります。

■基本方針1の成果指標■

No.	指標の内容	基準値	目標値
1		(令和●年度)	(令和●年度)
2		(令和●年度)	(令和●年度)
3		(令和●年度)	(令和●年度)

基本施策 1-1 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化

(1) 施策の方向性

妊娠・出産・子育て等に関する切れ目のない支援を行うため、統計分析による根拠に基づき、課題抽出のための項目を標準化し、支援体制の強化を図ります。

また、令和9年度に市の子育て支援拠点を母子保健とこども福祉の機能を併せ持った「(仮称)地域こども家庭センター」に移行します。

その他、安心・安全な出産・子育てができるよう、母子保健の充実や母親の心のケアなど、こころと身体の両面から妊娠・出産・子育てを支援します。

(2) 主な取組

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)の相談支援	令和8年度までは、子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービスの調整等を行います。(母子保健ケアマネジャーのいるセンターは母子健康手帳も交付します) 令和9年度からは、母子保健とこども福祉の機能を併せ持った(仮称)地域こども家庭センターに移行します。	令和9年度に(仮称)地域こども家庭センターに移行します。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
乳幼児発育・発達相談	発達専門医(小児神経科医)による発育・発達に遅れや課題がある児童に対する相談を行うとともに、適切な医療や早期療育への助言を行います。	発達専門医と密に連携を図り、必要な児童には早期に療育につなげられるよう支援します。	ネウボラ課
心理相談	発達に遅れや課題のある児童の保護者に対し児童の個別の発達や特徴に応じた相談と助言を行い、必要に応じて、発達検査を実施します。	心理士と連携を図り、必要な児童には早期に療育につなげられるよう支援します。	ネウボラ課
子育てサポート相談	子育てに悩みを抱える保護者を対象に、心理士による相談・助言を行います。	心理士と連携を図り、子育ての不安に寄り添います。	ネウボラ課
乳児相談(集団)	乳児の身体計測を行い、月齢に合わせた保健指導を栄養士・保健師・助産師等が行い、育児や離乳食等の相談に応じます。	地域子育て支援拠点において実施し、乳児の健やかな成長を支援します。	ネウボラ課 子ども家庭支援課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
栄養相談	親子の栄養に関する相談を電話・来所にて実施します。	相談の実施について、市ホームページなどで周知します。	健康支援課
妊婦健康診査助成	母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。	医療機関と連携し、必要な方へは早期介入し、支援へ繋がります。 妊婦が受診しやすい環境を整えるため、助成内容について適宜見直しします。	ネウボラ課
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	助産師又は保健師等が、生後4か月までのお子さんがあるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、心身の状況及び養育環境などの把握を行い、相談・助言その他の支援を行います。また児童虐待の予防につなげます。	母体の状況や乳児の発育等、出産後の課題を把握し、必要な場合は早期介入し、支援へ繋がります。	ネウボラ課
乳幼児健康診査（4か月・10か月・1歳6か月・3歳4か月・5歳）	乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。健康増進センターで行う集団健康診査では、各種教室（離乳食教室、歯磨き教室、フッ素塗布等）を実施しています。 また、特別な理由のある場合は個別医療機関での健康診査が受けられます。（要相談）	乳幼児の発育発達のスクリーニングの精度を高め、早期発見早期治療により、すこやかな成長を促します。	ネウボラ課
予防接種事業	被接種者（生後2か月から20歳まで）が医療機関で予防接種ができるよう、接種時期が近づいたら接種勧奨通知を自宅に送付（外国人の方には、必要に応じ外国語版の予診票を送付）します。被接種者の保護者を対象に予防接種に関する相談を電話・来所にて実施します。里帰り等で県外に滞在する方が県外で予防接種を実施できるよう、希望者の申請に基づき、依頼書を発行、償還払いを実施します。	新規追加された定期予防接種の周知を行い、対象者がスムーズに予防接種を行えるよう支援します。 接種率の低い予防接種について、個別通知や行事等での周知を強化します。	健康支援課
ホームスタート（家庭訪問型子育て支援事業）	研修を受けた地域の子育て経験者が家庭訪問等をし、「傾聴」と「協働」により、育児不安の軽減を図ります。	「傾聴」と「協働」により、育児不安の軽減を図ります。	ネウボラ課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
地域子育て支援拠点事業	令和8年度までは、子育て世代包括支援センターにおいて、地域の身近な場所で、気軽に親子の交流や子育ての相談支援を行い、幼児サークルや子育て講座を通じて仲間づくり等や親子の交流を支援します。 また、産前産後サポート事業（集団）も各拠点にて定期的実施します。 令和9年度からは、母子保健とこども福祉の機能を併せ持った（仮称）地域こども家庭センターに移行します。	令和9年度に（仮称）地域こども家庭センターに移行します。	ネウボラ課
児童センター・児童館	幼児サークルや親子製作などの親子がふれあう事業の実施を通じて、子育て中の保護者間の交流を支援します。また、保護者同士の交流を促進する事業や保護者のリフレッシュのためのイベントなど、様々なイベントに取り組んでいます。 和光市総合児童センターが令和3年12月にオープンし、新たな居場所として定着化を図っています。	保護者間の交流促進と併せて、必要に応じて子育て世代包括支援センター等と連携する相談機能をそなえた事業の充実を図ります。また、児童の悩み相談や保護者からの悩み相談を児童センター・児童館職員に気軽に相談ができるよう、引き続き利用者との関係性づくりにも取り組みます。	保育施設課

■こども・若者の意見（アンケート調査・ワークショップ）

■市民の意見（アンケート調査）

基本施策 1-2 多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化

(1) 施策の方向性

家族形態の多様化や国際化等に伴い複合的な課題を抱えた家庭が増えており、特別な配慮を要する家庭への支援については、信頼関係を構築し、育児不安や負担感、孤立感等を軽減させることが重要です。

また、複合的な課題を抱える家庭では、その家庭の課題に合わせて、チームで支援を行うことが必要になるケースもあるため、関係機関等と連携し、必要な支援や情報連携ができる体制を強化します。

(2) 主な取組

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）の相談支援（再掲）	令和8年度までは、子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービスの調整等を行います。（母子保健ケアマネジャーのいるセンターは母子健康手帳も交付します） 令和9年度からは、母子保健と子ども福祉の機能を併せ持った（仮称）地域子ども家庭センターに移行します。	令和9年度に（仮称）地域子ども家庭センターに移行します。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
ハイリスク妊産婦等への支援	母子健康手帳交付時やこんにちは赤ちゃん訪問時の面談時に把握したハイリスク家庭については、定期的に専門職の会議を設け、必要に応じケアプランを作成し、支援を行います。	アセスメントを強化し、支援者間でリスクを共有し、適切な支援に繋がります。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
ひとり親への支援	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の生活の安定・向上のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及び子ども自身へのサポートなど総合的な自立支援を進めます。	離婚後の親子の絆のために、養育費や親子交流についての支援充実を図ります。	ネウボラ課
障害児への支援	障害児への支援は児童福祉法に定める障害児福祉計画を包含した和光市障害福祉計画に基づき、各種事業を展開します。具体的には、手帳交付、手当・医療費の案	障害児の成長に合わせて障害福祉サービスの見直しを行い、当該障害児が真に必要なとする障害福祉サービスを利	障害福祉課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
	内・手続きのほか、必要な障害福祉サービスの調整、支援などを行います。	用できるように支援を行います。	
障害児保育	障害を持つ児童、持たない児童が共に集団生活を送ることにより、双方の心身の健全な成長発達が促進され、健やかに育ちゆくよう、一人一人の状況に配慮し保育を実施します。	障害児保育を担う人材の確保とともに研修等による人材の育成を行い、事業が円滑に実施できるよう環境を整えます。	保育サポート課
外国籍の子ども・子育て家庭への支援	各種申請等について、英語版の申請書を用意するほか、外国語対応が必要な家庭には、窓口および乳幼児健診等の事業に参加する際に職員やボランティアの協力により対応します。	言語や文化の違いにより生じる生活課題について、当該家庭に必要な情報を提供する等、家庭状況に応じた支援を行います。	ネウボラ課 保育サポート課 保育施設課
生活困窮世帯への支援	経済面だけでなく、健康や家庭、生活面などにも課題を抱える生活困窮世帯の自立を支援するため、和光市生活困窮者自立支援計画に定める各事業を実施します。	総合子ども家庭センターとして、生活困窮の支援に係る所管課と連携し、必要な支援に関する調整を行います。	子ども家庭支援課
要保護児童対策地域協議会	保護・支援を要する児童について、必要な措置・支援を講じます。支援方針については要保護児童対策地域協議会の中で関係機関を交え協議を行います。	総合子ども家庭センターとして、地域支援機関や庁内関係各課と連携し、保護や支援に関する調整を行います。	子ども家庭支援課
就学相談・就学支援委員会	市内小中学校の校長や教頭、特別支援学級の担当教員や教育支援センターのスタッフ等が、市内在住の児童・生徒及び就学・進学予定者で、教育上の特別な配慮を要すると思われる児童の就学に関し、心配事や困りごとのある保護者の相談支援を実施します。	就学相談の事前周知の徹底により、就学相談件数が大幅に増加しています。相談体制組織及び相談の進め方等について改善を図り、医療的ケア児への支援等、個々のニーズに応じたより丁寧な相談に努めます。	学校教育課

■こども・若者の意見（アンケート調査・ワークショップ）

■市民の意見（アンケート調査）

基本方針 2

こどもを守るセーフティネットの強化・支援

社会において、核家族の増加に代表される世帯構造の変化や、地域のつながりの希薄化等に伴う、こども・若者の孤独・孤立の問題や、「ヤングケアラー」（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども）の存在が顕在化しています。

また、いじめや不登校、ひきこもりなど、困難な状況におかれるこども・若者、発達障害のある者を含め特別支援教育を受ける者、外国にルーツを持つ者等が増加するなど、こども・若者の特性は多様化しています。

将来を担うすべてのこども・若者が生きづらさを感じることなく、幸せを感じられるまちづくりを推進するとともに、事故や犯罪等の危険からこども・若者を守るため、あらゆる対策を講じます。

■基本方針 2 の成果指標■

No.	指標の内容	基準値	目標値
1		(令和●年度)	(令和●年度)
2		(令和●年度)	(令和●年度)
3		(令和●年度)	(令和●年度)

基本施策 2-1 困難を抱えた子どもへの支援

(1) 施策の方向性

いじめや引きこもり、不登校など、青少年の有する困難が多様化しており、子どもや保護者、関係機関等が個々の困難に応じた適切な支援につなげることが求められます。

虐待の予防、早期発見のために、子どもに関わるさまざまな機関や地域に対し、児童虐待防止活動等子どもの権利擁護に関する啓発活動を行い、児童虐待の予防支援に力を入れて取り組み、急迫性の高いケースへの対応や緊急的な保護措置が必要な場合には、迅速な対応が図れるよう関係機関におけるネットワークの強化を図ります。

(2) 主な取組

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
教育支援センターによる相談支援	教育支援センターにおいて、相談を希望する保護者や児童生徒、教職員等に対し、教育支援センターでの面談や電話相談、学校訪問等の対応を行います。	センターでの相談活動が、効果的、継続的な支援につながるよう、学校及び関係機関との綿密な連携体制を構築していきます。	学校教育課
学校教育相談	市内全ての小・中学校に設置している相談室において、小・中学校に教育相談員等、中学校にはさわやか相談員を配置し児童生徒の相談支援を行います。さらにスクールカウンセラーの巡回相談を実施することにより小・中学校における相談体制の充実を図ります。	スクールカウンセラーの配置及びスクールソーシャルワーカーの派遣をはじめとする人材資源を活用し、学校の現状を十分に考慮した上で、効果的な支援体制の確保を図ります。	学校教育課
適応指導教室	長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、和光市教育支援センターの適応指導教室において、学校に復帰することを目的として、学習の援助等を行います。	適応指導教室での本人の様子や状況等に関して、該当校の管理職及び担任等と適応指導担当が情報共有を密に行います。	学校教育課
外国籍の児童生徒への日本語学習支援	日本語の指導を必要とする帰国・外国籍児童生徒が在籍する小学校及び中学校に、日本語運用能力の向上と学校生活の安定化を図るため、日本語指導員を配置します。	日本語の指導を必要とする児童生徒の学習支援を行います。	学校教育課
学習支援	生活困窮世帯の小学4年～6年生の児童・中学1年～3年生の生徒に対し、学習支援教室を開催し、学力の向上、高校への進学等を支援します。	引き続き学習支援教室を開催し、生活困窮世帯の児童・生徒に対する学習支援を行います。	地域共生推進課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
いじめ問題対策連絡協議会	「和光市子供のいじめ防止条例」に基づき、いじめの防止にかかる市と学校、事業者、各関係との連携を図り、早期発見・早期対応に向けての協議を行います。	いじめを積極的に認知し、解決に向け具体的に対応していくために、教職員一人一人がいじめの定義を理解するとともに、保護者や地域への啓発活動に努めます。	学校教育課
学童、児童センター・児童館等による相談支援の強化	利用する児童の状況を観察、把握するとともに、保護者からの子育てに関する相談等にも対応し、児童及び保護者の心理的負担軽減の支援を行います。継続的に児童の相談に乗れるように相談内容は記録をし、見守りを続けています。気になる事項があった場合には、適宜速やかに関係機関に情報を提供するなど適切な対応を図ります。	児童が抱える困難や保護者の不安の解消に資するよう、相談窓口の可視化や子育て世代包括支援センター等と連携した相談機能の充実を図っていきます。施設内での児童の様子を見守り、気になる点があれば声かけをするなど、児童との距離を縮めたり近い存在になることにより、児童自身が相談しやすい関係作りや環境作りに引き続き努めていきます。	保育施設課
ヤングケアラー支援	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを過度に日常的に行っている児童、いわゆるヤングケアラーについて、早期発見・早期支援を行います。	ヤングケアラーの実態把握のための調査を行い、投資におけるヤングケアラーの実情を把握します。調査の中で把握をされた支援を必要とするヤングケアラーにつきましては、必要に応じて、上記子育て世帯訪問支援事業等を活用し、支援を行ってまいります。	子ども家庭支援課

■こども・若者の意見（アンケート調査・ワークショップ）

■市民の意見（アンケート調査）

基本施策 2-2 こどもを守る地域づくり

(1) 施策の方向性

青少年が夢や希望を持ちながら自分自身を大切に、健やかに成長することができるよう、非行、飲酒・喫煙・薬物乱用等の防止教室を行うことで、有害なものとの関わりの未然防止や早期対応に取り組みます。

学校および教育委員会と連携し、小中学生向けのゲートキーパー養成講座や SOS の出し方教育を合同で開催するなど、青少年の健全な成長を促し生きる力を育みます。

また、こどもや若者が安全に安心して地域で生活していくことができるよう、防犯体制の強化、地域防災対策の充実等を図り、警察や市民団体等の関係機関や地域の方等と協働し、地域社会全体でこどもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

(2) 主な取組

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
自殺防止対策	市内小学生及び中学生に対し、夏休みの課題として「いのちの標語」の募集を行います。また、毎年9月に「和光市こころの健康づくり月間」、3月に「自殺対策強化月間（国指定）」を広報等で周知するとともに、3月は市内2箇所の図書館で自殺に特化した図書の配架を依頼します。	学校および教育委員会と連携して対策を検討します（小中学生向けゲートキーパー養成講座の実施や SOS の出し方教育等の合同開催等）。相談機関案内を分けわかりやすいものに変更し、広報やホームページだけでなく SNS を活用します。市職員や相談員の研修を実施します。	健康支援課
学校教育における青少年健全育成の推進	各小・中学校において警察や関係機関と連携し、薬物乱用防止教室と非行防止教室を実施し、啓発を行ってまいります。中学校においては、ネットモラル講演会を行い、企業等から講師を招き、こどもの健全育成を図ります。	薬物乱用防止教室では、引き続き薬物の危険性を伝え、薬物に手を出すことのない環境づくりを進めます。非行防止教室については、児童生徒が非行行動を取らないように、日ごろから学校と家庭との連絡を密に取り合います。ネットモラル講演会では、多様化するネットトラブルの状況を鑑み、内容の見直しを行い、改善を図っていきます。	学校教育課
未成年の喫煙・飲酒防止対策等の推進	全世代対象として、市の各種イベントで喫煙・飲酒に関するポスター、リーフレットを配布します。	成人式で飲酒・喫煙に関するリーフレットを配布します。	健康支援課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
青少年への有害環境対策や非行防止活動の促進	「和光市青少年育成推進委員会」は、地域に青少年育成運動の趣旨を普及し望ましい環境づくりを促進する活動を行います。青少年の健全な成長を阻害し、非行のきっかけになる恐れのある商品を「売らない」「置かない」「買いにきたら注意を促す」について協力をする青少年をまもる店協力店に、青少年育成推進員が訪問し、青少年の購買状況や、地域の様子などの調査を行います。	引き続き、青少年をまもる店の協力店舗数を増やすとともに、協力店舗への訪問活動を継続します。	スポーツ青少年課
青少年育成推進委員会 青少年をまもる店訪問活動	「和光市青少年育成推進委員会」は、地域に青少年育成運動の趣旨を普及し望ましい環境づくりを促進する活動を行います。青少年の健全な成長を阻害し、非行のきっかけになる恐れのある商品を「売らない」「置かない」「買いにきたら注意を促す」について協力をする青少年をまもる店協力店に、青少年育成推進員が訪問し、青少年の購買状況や、地域の様子などの調査を行います。	引き続き、青少年をまもる店の協力店舗数を増やすとともに、協力店舗への訪問活動を継続します。	スポーツ青少年課
子育て支援施設等でのAEDの設置	子育て支援施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整える。	引き続き、子育て支援施設等にAEDの設置を促す。	保育サポート課
保育施設等の耐震性の確保	旧基準の耐震施設について、耐震補強等を実施し、十分な耐震性を確保します。	既存の保育施設において、設置運営事業者に対し、安心・安全な施設とする耐震性の確実な確保のために、定期的なメンテナンスや日々の施設の管理等の対応を、引き続き求めてまいります。	保育施設課
公園の安全確保	こどもの安全・安心を確保した遊び場となるよう、定期的な遊具点検や維持管理を行います。	引き続き、遊具の点検や樹木の剪定を行い、こどもの安全確保に努めます。	公園みどり課
道路環境整備の推進	子育て家庭が安心して外出等ができるように、安全な歩道の整備を行います。	毎年継続的に歩道の修繕を実施します。	道路安全課
福祉避難所の指定	大規模災害発生時において、要配慮者の中でも特に指定避難所での生活に支障がある障害児等を受け入れるための福祉避難所を	福祉避難所を指定し、災害時に、円滑な避難者対応ができるよう、体制の整備、訓練の	障害福祉課 危機管理室 保育施設課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
	予め指定し、災害時においても子どもたちが安心して避難生活を送ることができる環境を整備します。	実施、備蓄品の確認等を行います。	
防災意識の向上に向けた取組の推進	教育・保育施設や子育て支援施設等に対し、より機動性のある現実的な非常災害対策を図るため、定期的な備蓄品の確認や避難マニュアルの見直し BOSAI フェアや地域防災訓練等の実施等を通じて防災意識の向上を促します。	防災教室等の各種行事や各教科等を通じて児童の防災意識の向上を図るための取組を行うとともに、研修等により職員等の危機管理意識の醸成を図ります。 浸水想定区域の教育・保育施設や子育て支援施設等に対し、作成した避難確保計画及び避難マニュアル等が、より機動性のある現実的なものとなるよう訓練を通じての検証、改定を促進します。	危機管理室 保育施設課
教育・保育施設等に対する避難訓練等	教育・保育施設において、非常時に円滑な対応ができるよう、定期的に引き取り引き渡し訓練等を実施します。	引き続き、非常時に円滑な対応ができるよう訓練等を実施するとともに、効果的な実施につながるよう見直しを行います。	
防犯パトロール	市民等との協働と青色防犯パトロールカーの定期運行（業務委託）により市内全域での防犯パトロールを実施します。	パトロールによる「見せる防犯」に加え、「ながら見守り（通勤や散歩等日常生活の中で行う見守り活動）」による継続的な活動を推進します。	危機管理室
子どもの見守り放送	小学生の下校時に合わせて見守り放送を流すことで、地域での子どもの見守りを促します。	引き続き見守り放送を継続するとともに、緊急性の高い防犯情報の発信手段として活用します。	危機管理室
防犯マップの作成支援	保護者や地域団体等及び市の協働により、小学校区を単位とした実地踏査（フィールドワーク）に基づく防犯マップを作成します。	実地踏査（フィールドワーク）の継続により、防犯マップ情報を随時更新することで情報の精度を高め、子どもの見守り活動での活用を促進します。	危機管理室
交通安全教室	小学校1年生と小学校4年生に、横断歩道の渡り方や自転車の安全な乗り方など交通安全教室を実施します。	児童生徒が交通環境に即応して自他の安全を守りながら行動する態度を身につけ、安全に生活できるよう、学校、家庭、地域、関係機関との連携を図ります。	学校教育課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
通学路の安全確保（スクールガードの育成等）	通学時の交通事故等の防止のため、スクールゾーンの設定や交通指導員の配置、スクールガード・リーダーの活用を行います。	通学路の危険箇所を定期的に点検し、学校、関係機関と連携・情報を共有しながら、見守り体制を強化していきます。	学校教育課
地域住民による公園の見守り体制の整備	公園の魅力を高め、多くの地域住民が公園を利用することによって、自然と見守り体制ができるようにします。	公園利用における課題を解消していくことにより、公園の利用を促進します。	公園みどり課
デートDV防止セミナー	若年層に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが、男女間における暴力防止に有用であると考えられるため、中学生の生徒を対象にDV根絶に向けた意識の醸成を目指したセミナーを開催します。	DV根絶に向けた意識の醸成を図ります。	企画人権課
消費生活センター事業	こども達の消費者被害を防ぐための啓発活動を行います。	学校等への消費生活講座・講習会を行ったり、学校への注意喚起メールの配信、消費生活カレンダーの配布などを行い、未然に防止します。	市民活動推進課

■こども・若者の意見（アンケート調査・ワークショップ）

■市民の意見（アンケート調査）

基本方針 3

こども・若者の意見の尊重

これまでのこども施策は「子育て」の支援、即ち、「子育て当事者の支援」に着目して各種取組が検討され、特に教育・保育や地域子育て支援事業の提供体制が充実してきたところです。

今後は、「こどもや若者本人」の視点に立ち、こども・若者が主体的に社会参画できる環境を整えるとともに、こども・若者の意見を尊重したまちづくりを推進します。

■基本方針 3 の成果指標■

No.	指標の内容	基準値	目標値
1		(令和●年度)	(令和●年度)
2		(令和●年度)	(令和●年度)
3		(令和●年度)	(令和●年度)

基本施策 3-1 こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり

(1) 施策の方向性

こどもや若者が主体的に意見を表明する機運を醸成するとともに、「こどもや若者本人」の視点に立ち、こども・若者が主体的に社会参画できる環境を整えます。

(2) 主な取組

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
職業体験	中学校で、勤労の尊さや生産することの喜びを体得するため、各事業所における職場体験や、多様な職種の方を招いての講演を行います。	職業の体験活動の機会が確保できるよう、事業所等への働きかけを行います。	学校教育課
選挙啓発	和光市民まつりや二十歳を祝う会において、選挙に関するクイズの出題や啓発品の配布を行い、選挙への関心や知識の向上を図ります。	選挙への関心及び知識向上を図ります。	選挙管理委員会事務局
明るい選挙啓発ポスターコンクール	主権者教育の一環として、公益財団法人明るい選挙推進協会と各自治体選挙管理委員会等が共同開催する、明るい選挙推進ポスターコンクールに参画し、市内の小学校、中学校及び高校に作品募集を行い、選挙への関心を高めます。	今後、新規事業として行ってまいります。	選挙管理委員会事務局

■こども・若者の意見（アンケート調査・ワークショップ）

■市民の意見（アンケート調査）

基本施策 3-2 地域の中での若者の主体的な参加の推進

(1) 施策の方向性

次世代を担う子どもや若者のまなびの機会を充実し、若者を中心とした勤労者のスキルアップを図り、子ども・若者の就労や生活の安定化を図ります。

また、和光市商工会、日本政策金融公庫と連携し、子ども・若者のチャレンジや創業の希望を叶える支援を図ります。

(2) 主な取組

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
青少年育成推進員会講習会の実施	青少年育成推進員に対し、青少年期のこどもの教育について、家庭教育でできることを学ぶための講習会を実施します。	引き続き、講習会を実施し、参加人数を増やしていきます。	スポーツ青少年課
和光市勤労青少年ホーム講座	市内の35歳以下の勤労者を主な対象として、就職に役立つスキルアップを目的とした講座や、勤労者の余暇の充実を目的としたカルチャー講座、勤労者の健康増進を目的とした講座を実施します。	若者を中心とした勤労者のスキルアップ、福祉の向上を図ります。	産業支援課
和光市勤労福祉センター講座	市内在住・在勤の方を主な対象として、就職に役立つスキルアップを目的とした講座や、勤労者の余暇の充実を目的としたカルチャー講座、勤労者の健康増進を目的とした講座を実施します。	市内在住・在勤の勤労者のスキルアップ、福祉の向上を図ります。	産業支援課
勤労感謝ウィーク・イベント	勤労感謝の日に和光市勤労福祉センターにおいて、レクリエーションや健康増進を図る講座等を実施するイベントを開催します。	引き続き事業を継続し、和光市勤労福祉センターの認知度を高めるとともに、勤労者とその家族等の余暇の充実、健康増進を図ります。	産業支援課
創業セミナー	和光市商工会、日本政策金融公庫との共催により、起業を志す方や創業後間もない方を対象とした、資金繰り等の事業計画の立て方を中心とした創業セミナーを開催します。	和光市商工会、日本政策金融公庫と連携した支援により、和光市でチャレンジしたいという创业者の機運向上を図ります。	産業支援課
インターンシップ実習	学生の専攻や職業選択に活かすための就業体験研修として、インターンシップ実習を実施します。	インターンシップ実習を実施し、多くの学生に実践的な就業体験の機会を提供します。	職員課

■こども・若者の意見（アンケート調査・ワークショップ）

■市民の意見（アンケート調査）

基本方針 4

こどもが健やか育つ「こどもまんなか」の環境づくり

「こどもまんなか社会」を実現するため、こどもや若者が安心・安全に過ごすことのできる居場所の確保を推進するとともに、情操教育、社会教育を含めた心身の健やかな健康を支える取組を推進します。

また、こどもの成長は家庭が基盤となることから、保護者や子育て当事者に対する情報提供・学習機会の確保を通じて、こどものより良い成長につなげます。

■基本方針 4 の成果指標■

No.	指標の内容	基準値	目標値
1		(令和●年度)	(令和●年度)
2		(令和●年度)	(令和●年度)
3		(令和●年度)	(令和●年度)

基本施策 4-1 こども・若者の居場所づくり

(1) 施策の方向性

こども・若者の居場所は、児童や保護者にとって安全で安心する場所である必要があるとともに、多様な居場所の中から児童一人ひとりの成長発達に応じた適切な居場所をこども・若者本人の意思を尊重しながら提供することが重要です。

こども・若者同士や大人との関わりに配慮しつつ、生活の場として支援する学童クラブ、地域の大人が学習や遊びを見守るわこうっこクラブ・子ども教室や、大人の見守りの中で自主学習等ができる図書館や公民館等、こども・若者の成長に応じて選択ができるよう各種事業の充実を図ります。

(2) 主な取組

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
一体型施設・一体的運営による学童クラブとわこうっこクラブ等放課後対策事業の推進	放課後児童対策パッケージに基づき、待機児童の解消と児童の交流促進を図るため、既存施設と一体型施設による学童クラブとわこうっこクラブとの一体的な事業展開をする事業です。学童クラブとわこうっこクラブが連携することで、児童の放課後の居場所、多種多様な体験機会を確保しています。	市内の全小学校において、学童クラブとわこうっこクラブの一体型事業を実施しています。引き続き、児童の成長に応じた適切な放課後の居場所の安定的な提供体制を整え、各家庭が選択した放課後の居場所が異なった場合においても、児童同士が交流できる環境を作り続けて、児童の豊かな放課後の時間を提供します。	保育施設課 生涯学習課
学童クラブ（放課後児童健全育成事業）	学童クラブの入所申請ができる児童は、市内の小学校に就学している児童、または市内に住所を有し、市外の小学校へ就学している児童となります。小学1年生から6年生まで、学童クラブの申請をすることができます。保護者が就労等により保育を必要とする場合に、放課後や長期休暇時において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。	支援の必要な児童に対応するため、放課後児童支援員の質の向上を図るとともに、わこうっこクラブに参加する児童との交流時間を確保するなど適切な遊び及び生活環境の充実を図ります。 また、学童クラブの入所が待機となってしまった児童についても、わこうっこクラブとの連携により、わこうっこクラブ後に学童クラブに移動することで児童の居場所を確保する一体型事業について、土曜日の利用について検討します。	保育施設課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
わこうっこクラブ・子ども教室（放課後子供教室）	「わこうっこクラブ」は小学校の余裕教室等を活用し、児童が教育活動サポーターの見守りのもと、宿題・自主学習・室内遊び・外遊び等をして放課後等を安全に過ごす居場所を提供する事業です。また、地域の方々の参画を得て、こどもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する「子ども教室」をわこうっこクラブで定期的に開催しています。	こども家庭庁と文部科学省が推進する「放課後児童対策パッケージ」に基づく放課後子供教室に「わこうっこクラブ」を位置づけ、指定管理者制度による学童クラブとわこうっこクラブの一体的運営を継続します。	生涯学習課
児童センター・児童館	児童に対しスポーツイベント、農業体験、工作活動等を通じた運動と学習体験の場等健全な遊びの場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設を設置、運営しています。幅広い年齢が参加できる季節ごとのお祭りや多様なイベントを開催する機械を提供して四季を感じ、自然のサイクルを実感できるように工夫しています。	平日における就学児童等に対するイベントをより充実させて、より一層、児童の放課後の居場所を提供することを検討いたします。また、児童センター・児童館は遊びの場所だけではなく、勉強ができるスペースとしても利用されており、児童の学習面としての居場所作りのためにも、今後も児童が過ごしやすい方法を検討しながら工夫していきます。	保育施設課
図書館・公民館	公民館ロビー等をこどもたちの勉強や遊びのスペースとして提供します。また、図書館、公民館図書室において、こどもたちが図書に触れる機会を提供します。	より多くのこどもたちに図書館や公民館に足を運んでもらえるよう、広報やホームページによる周知や、小中学校との積極的な連携を図ります。	生涯学習課
総合体育館・アーバンアクア公園	児童・生徒を対象としたスポーツの技能を獲得する教室を開催するなど、指定管理者と連携して、各年代に対しての事業開催を検討します。	小中学生を対象に、スポーツ技術向上等を目的としたスポーツ事業・教室を実施します。	スポーツ青少年課
広沢複合施設の整備及び運営	指定管理者と連携し、スポーツ・レクリエーションの活動拠点として利活用を促進します。複合施設としての利点を生かし、指定管理者と協働し、イベントを実施します。	児童センターのこども向けイベントとの連携や、民間入浴施設とのコラボ企画として健診受診勧奨や乳がん普及月間等のイベントを実施します。個人で参加できるようなプログラムの充実を図ります。	資産戦略課 スポーツ青少年課 健康支援課 障害福祉課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
地域の公園等の遊び場の整備	各区画整理事業地域において新規公園を整備するとともに、既存の公園については、公園遊具の更新等の実施により、こどもの遊び場としての定着を図ります。	子育てしやすい公園を目指し、市民等の意見を踏まえた公園整備を行います。	公園みどり課
プレーパーク事業	地域団体等と協働し、公園や児童センター・児童館等において、こどもの自由な発想による遊びを通じて、こどもの創造力、社会性及び健康的な発達を促す活動を実施します。木登りやたき火・水遊びなど、こどもが自由に遊ぶことができます。また、広沢複合施設内のぼうけん広場でもプレーパークを常設し、こどもの遊び場を提供しています。	実施エリアの均衡を踏まえた公園等の活用により事業の充実を図り、市民に対する認知度の向上と定着化を引き続き推進します。 広沢複合施設内のぼうけん広場にてプレーパークが常設になったことにより、公園よりも更に自由度が高まった遊びが可能になったことから、プレーパークの更なる遊びを、参加者も巻き込み、みんなで作っていくよう努めます。	保育施設課
和光市勤労福祉センターアスレチックルーム開放	フィットネスバイクやトランポリン、卓球台を設置した和光市勤労福祉センターのアスレチックルームを無料開放し、誰でも気軽に利用できる運動環境を整えます。	気軽に運動ができる場所として市内在住・在勤者の憩いの場や中学生等の遊びの場の提供を行います。	産業支援課

■こども・若者の意見（アンケート調査・ワークショップ）

■市民の意見（アンケート調査）

基本施策 4-2 こどもの自主性と社会性を育む環境整備

(1) 施策の方向性

こどもや若者のもつ生命力や柔軟な発想力を伸ばしながら、自主性や社会性を育むために、地域において体験活動や学習機会の充実を図ります。また、その体験を通じて次世代の担い手を育成し、地域での活動が世代を通じて継続・循環していくしくみの構築を図ります。

(2) 主な取組

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
子育て活動推進事業費補助金			子ども家庭支援課
図書館での子ども向け事業	図書館において、ブックスタート事業、あかちゃんと楽しむ絵本とわらべうた、赤ちゃんタイム、絵本とおはなしの会、子どもの科学、ぶっくわーど、ワンダークラブなど、乳幼児期から本と接する機会を作るとともに、ビブリオバトル、YA 講座など、中高生参加事業も実施します。	毎年度事業計画を検討し、各種事業を実施していきます。	生涯学習課
あそぼう会	保育園の園庭を開放し、日常の保育を通じて子育て家庭への支援を図るほか、保護者同士の交流などを行います。	子育て家庭に対して保育の様子を見学する機会や遊び場を提供するとともに、保育士が専門家として、子育てに関する相談や助言等、必要な支援を行います。	保育サポート課
生涯学習機会の提供	市内の国の機関や民間企業の協力を得て、子ども大学わこうや子ども科学教室等の生涯学習事業を実施します。 公民館において、こども向けの講座や教室を実施します。また、小中学校の長期休業期間に合わせて自習室を開放し、こどもたちに勉強の機会を提供します。	子ども大学わこう・子ども科学教室等は引き続き市内の国の機関や民間機関の協力を得て実施します。 講座等参加者へのアンケート実施によりニーズを把握し、それぞれの公民館の地域特性を活かした参加型・体験型の魅力ある講座等を企画します。	生涯学習課
青少年健全育成事業	青少年育成和光市民会議において、夏季スポーツ大会やたこあげ大会、かるた大会など、こどもたちが親や地域の方、友人と交流を図るイベントを実施します。	毎年度事業計画を検討し、各種事業を実施していきます。	スポーツ青少年課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
青少年相談員協議会事業	青少年相談員協議会が青少年の健全な育成のため、小学1年生～小学6年生を対象に、学年や学校の異なる多様な仲間達と共に過ごし、様々な体験活動の機会を提供します。	毎年度事業計画を検討し、各種事業を実施していきます。	スポーツ青少年課
親子でできるプログラムの充実	より多くの親子にスポーツに対して関心を抱いていただけるように、親子を対象としたプログラムの拡充を図ります。	親子で参加できるスポーツ事業やコース型教室を拡充します。	スポーツ青少年課
清掃センター施設見学	市内小学校9校（4年生）を対象とした、清掃センター施設見学を通して、地球環境保護及びリサイクル推進についての意識啓発を行うものです。	清掃センター運営の最終年度まで継続して実施する予定です。	環境課
夏休みジャブジャブ大会	こどもたちに自然の大切さや生物の力強さなどに興味を持ってもらうため、地域の河川においてこども向け自然観察会（生物調査）を実施しています。	環境保全に対するこどもたちの意識の醸成を図ります。	環境課
省エネコンテスト	家庭での地球温暖化対策として、日常生活で省エネルギーを意識し実践することを目的に、市立小学校4年生の児童を対象に省エネルギーチェックブックに取り組んでもらい、顕著な取組成果を得た児童を表彰します。	地球温暖化防止に向けた啓発活動として、継続して実施する予定です。	環境課
平和な未来を考える会	中学生を対象に日常生活の中で平和を感じながら、世界の現状に目を向け、戦争の悲惨さや平和の尊さを知り、平和なまちであり続けるために、何ができるか考えるきっかけを作るための講座を開催します。	こどもの平和意識の醸成を図ります。	企画人権課
人権教室	小学生を対象に様々な人権問題についてこどもたちと一緒に考えることを目的に人権教室を実施します。	こどもの人権意識の醸成を図ります。	企画人権課
観光農園推進事業	市民の農業への理解を醸成させるため、農業者や農地とじかに触れあえるじゃがいも、トウモロコシの収穫体験を実施します。参加者の9割程が親子で参加しています。	こどもの農業に対する理解を深め、都市農業の活性化を図ります。	産業支援課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
全国「水道週間」における南浄水場の施設見学	和光市では毎年、水道週間事業の一環として、小学4年生の児童や一般市民を対象に南浄水場施設見学を実施しています。内容は、浄水場施設内の見学の他、上総掘り等井戸の見学及び体験等を行っています。	水に関する知識や関心、生活環境を良くすること、環境衛生の改善をして水をきれいに保つことなど、こどもの水と水道に関する理解を深めます。	水道施設課

■こども・若者の意見（アンケート調査・ワークショップ）

■市民の意見（アンケート調査）

基本施策 4-3 こどもの心と体を育む健康づくり

(1) 施策の方向性

和光市食育推進計画に基づき、食に関する知識の普及啓発及び伝統的食文化の継承を行うため、保育所・認定こども園・幼稚園や学校等において、こどもや保護者に対して「食」への関心・理解を深める事業を実施し、こどもの将来につながる健康の基礎づくりの取組を進めます。

また、母子に対して、妊婦検診や乳幼児健康診査等に基づき、個別の栄養マネジメントを実施し、母子の栄養リスクの軽減を図ります。

(2) 主な取組

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
保育園等における食に関する取組（子ども向け／保護者向け）	保育施設に入所している子どもに対し、日々の給食提供や食育活動を通して健やかな心と体を育めるよう支援するとともに、保育施設の取組を通じて保護者支援を行います。	こどもや保護者が食への関心を高めることができるよう、引き続き事業を実施します。また地域家庭にも情報提供し、子育て家庭への支援につなげていきます。	保育サポート課
学校教育における食に関する取組（子ども向け／保護者向け）	食育レシピ集のホームページ掲載、給食試食会や地産地消の推進、「早寝早起き朝ごはん」の国民運動の実施（啓発活動等）などにより子どもや保護者への食育に関する支援の充実を図ります。	こどもや保護者への食育に関する支援の充実を図ります。	学校教育課
乳幼児健診時栄養教室	乳幼児健康診査時、管理栄養士による離乳食教室や、幼児食に関する教室や相談を実施します。	乳幼児やその保護者への栄養指導により、健やかな成長を促進します。	ネウボラ課
乳幼児健診時むし歯予防教室	乳幼児健康診査時、歯科衛生士によるむし歯を予防するための教室を実施します。	乳幼児期からのオーラルケアを推進します。	ネウボラ課
栄養マネジメント	管理栄養士により、支援・配慮を要する児童及びその保護者に対し栄養指導計画を作成し、栄養指導及び調理支援を行います。	子ども家庭センターとして、母子保健及び児童福祉の双方の機能から支援の必要な世帯を把握し、適切な支援の調整を行います。	子ども家庭支援課
健康フェア	健康増進センターでの年 1 回の「健康フェア」の実施から、他部署や民間企業、食育コンソーシアムとコラボする「わこうおとどけ健康フェア」へ実施形態を変更し、こどもの健康づくりの趣旨普及を図ります。	「わびあ」のこどもイベントや食育イベントとのコラボ、公民館・民間企業・食育コンソーシアム構成員とのコラボにより、地域に向く形で、地域一体型のこどもの健康づくり施策を進めていきます。あわせてヘルスサポーター	健康支援課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
		の協力を仰ぎ、多世代間の交流を図ります。	
食育講座	食育推進コンソーシアムの取組として、和光市食育推進計画の「ライフステージ及び健康度に応じた食育の推進」に基づき、食育コンソーシアム構成員と協働で保護者とその子どもに対して食育講座を実施します。	食習慣の基礎や食べる機能の発達、味覚形成に大きく影響する子育て家庭に対し、食の助言・支援を行い、将来的な健康の基盤づくりの取組を進めます。また、夏休み期間中に健康増進センターで、地産地消や伝統的食文化の継承、栄養バランス等の食育講座を開催します。	健康支援課 ネウボラ課
公民館での食に関する取組	公民館において、親子料理教室等の食に関する取組を行います。	食に関する取組により多くの親子に参加してもらうため、市民ニーズの把握、開催時期の検討、PR の工夫を行います。	生涯学習課
友好都市「十日町産魚沼コシヒカリ」の給食使用	児童生徒に豊かな食を提供し、友好都市への理解を深めるため、毎年10月から3月まで新潟県十日町市のお米を月に一回程度市内小中学校の給食で使用します。	友好都市への理解と、豊かな食の提供を継続的に取り組んでいきます。	学校教育課
みどりの学校ファームによる栽培体験活動	生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、豊かな情操力や生きる力を身につけることを狙いとして、心身共に発育段階にある児童や生徒が農業体験活動を実施し、植え付けから収穫までの複数の生育過程を学びます。	農業者や地域住民の協力を得ながら、望ましい勤労観や職業観を育成し、各学校の特色を生かした体験活動を教育活動に位置付けます。	学校教育課

■こども・若者の意見（アンケート調査・ワークショップ）

■市民の意見（アンケート調査）

基本方針 5

子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実

女性の社会進出が促進されたことに伴い、働く母親が増加し、共働き家庭の割合が増加しています。働き方も多様化しており、教育・保育サービスや子育て支援事業へのニーズも多様化しています。

引き続き、教育・保育サービスや地域子育て支援事業の質の確保・向上を図るとともに、地域の事業者等と連携しながら多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保を図ります。

■基本方針 5 の成果指標■

No.	指標の内容	基準値	目標値
1		(令和●年度)	(令和●年度)
2		(令和●年度)	(令和●年度)
3		(令和●年度)	(令和●年度)

基本施策 5-1 自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上

(1) 施策の方向性

こどもが社会に羽ばたき生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学びに向かう力や豊かな人間性などの確かな力を身につける必要があります。特に、生活や遊びを通して行われる総合的な教育・保育により自己肯定感を育み、主体的・意欲的に関わられるような環境を整えることが重要です。

乳幼児期からのこどもの発達や学びの連続性を重視し、意欲や自尊感情を高める取組を推進しながら、主体的で対話的な深い学びを目指す学校教育へと連携し、「こども基点」のこどもの育ちと子育ての質の確保・向上を図ります。

また、保育施設の質の維持・向上を図るとともに、子育てに悩む家庭におけるこどもと関わり方など家庭教育に必要な支援を行います。

(2) 主な取組

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上	市内保育施設間の知識・技術の共有・連携の橋渡しをするとともに、市内保育施設の巡回支援や、保育の質の向上のための研修や教材の研究、更には在園児以外の子ども・家庭に対する事業の検討などを行います。	研修材料の研究を生かした保育施設等への研修、巡回支援の実施、保育に関する相談窓口となり、引き続き事業を展開します。	保育サポート課
子ども・子育て支援事業従事者の質の確保・向上	支援者一人ひとりのスキルアップを図るとともに、支援者同士の連携による質の向上に努めます。	県や関係機関の実施する研修の受講を推進します。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
保育士等に対する研修	保育所保育指針に基づく保育の実践を図るため、講義や体験形式等様々な方法による研修を実施します。また、令和6年度に策定した和光市保育の質のガイドラインを活用し、保育施設、子育て家庭に対し、自己肯定感を育むこどもの育ちについての意識啓発を行います。	継続して研修を実施するほか、和光市保育の質のガイドラインの活用方法についても検討します、また、地域の子ども・子育て家庭への支援ができる人材を育成します。	保育サポート課
産前・産後サポート事業	市内の子育て世代包括支援センター等において、保健師や助産師等が、産前のプレパママ教室や産後の新米ママ学級、赤ちゃん教室などの集団を対象とした子育て講座を実施します。	子育て家庭の孤立の予防、親育ち支援のため継続して定期的実施します。	ネウボラ課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
幼・保・小連絡協議会	幼稚園・保育園・小学校が互いに連携し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園及び小学校の各児童との交流及び職員間の交流、保育課程・教育課程の編成及び支援・指導方法についての交流等を行います。	幼保小連絡協議会において、こどもの実態に応じた接続期プログラム（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）となるように、内容の見直しを行いながら、効果的な活用を図ります。	学校教育課 保育サポート課
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。	子ども家庭センターにおいて、当事業を実施・研修できる人材の育成を進めてまいります。	子ども家庭支援課

■こども・若者の意見（アンケート調査・ワークショップ）

■市民の意見（アンケート調査）

基本施策 5-2 多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進

(1) 施策の方向性

女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した教育・保育サービス等の提供が求められています。

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、日曜日・祝日・年末年始等の多様な保育サービスの提供体制について計画的な確保を図ります。

(2) 主な取組

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
放課後児童支援員認定資格研修	埼玉県が主催する放課後児童支援員認定資格研修は、学童クラブで働く職員にとって重要な資格を取得するための研修です。学童クラブにおいて1支援単位に2名、最低限としては必ず1名は同研修の資格所持者を配置しなくてはならないという資格であるため、公設・民設を問わず、適切な運営・保育の質の向上のためにも、各事業者に対し受講の促進をします。	継続的に放課後児童支援員認定資格研修の受講を促進し、学童クラブにおいて適切な運営ができるように、また保育の質の向上や確保に努めます。受講者も市内学童クラブ運営事業者に所属している者に限らず、市内在住の方からも希望があれば受講可能とすることや、他市が割り当てられていた余剰枠を利用して、引き続き受講できる機会の確保・充実を図ります。	保育施設課
時間外保育	やむを得ない理由により、就労時間等を踏まえて決められた認定区分の時間を超えて保育を必要とする子どもに対し、保育を提供します。	時間外保育に従事する人材の確保を行うと共に、適切な利用料金の設定を行い、事業が円滑に実施できる環境を整えます。	保育サポート課
休日保育（一時預かり事業）	保護者が就労等により、休日に就学前児童を家庭で保育できない場合に、みなみ一時保育室で子どもを預かり、必要な保育を行います。（1日あたり10名）	保育を担う人材の確保に努めると共に、利用状況に応じて定員の見直しを検討するなど、事業についての状況把握をより丁寧に行い、事業が円滑に実施できる環境を整えます。	保育サポート課
年末保育（一時預かり事業）	保護者が就労等により、年末の12月29日・12月30日（日曜日は実施なし）に就学前児童を家庭で保育できない場合に、にいくら	保育を担う人材の確保に努めると共に、利用動向を注視し、事業が円滑に実施できる環境を整えます。	保育サポート課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
	保育園で子どもを預かり、必要な保育を行います。(1日あたり10名)		
幼稚園の預かり保育(一時預かり事業)	幼稚園において、教育時間の前後や土曜日などに一時的な預かりを実施します。	利用状況や幼稚園の意向も踏まえつつ、安定的に事業が提供できる環境を整えます。	保育サポート課
育成一時保育(一時預かり事業)	発達・発育の遅れに心配のある子どもを持つ保護者の、家庭保育に伴う心理的・肉体的負担の軽減、リフレッシュのために、子どもを預かり、必要な保育を行います。	利用状況の把握をより丁寧に行い、事業が円滑に実施できる環境を整えます。	保育サポート課
病児・病後児保育(病児保育事業)	病児・病後児について、保護者が家庭で保育できない場合に、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。	利用者ニーズや利用動向を注視し、事業が適切に提供できる環境を整えます。	保育サポート課
一時保育(一時預かり事業)	保護者の就労、通院、リフレッシュ等の理由で一時的に家庭で保育ができない場合に、子どもを預かり、必要な保育を行います。	公設園では、利用目的ごとのニーズや利用動向を注視し、適切な利用環境を整えます。また、民設園では安定的に事業が提供できる環境を整えます。	保育サポート課
ショートステイ・トワイライトステイ(子育て短期支援事業)	保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、短期的に児童養護施設等で子どもの養育・保護を行います。	すでに実施をしている緊急サポート事業等による夜間、宿泊預かりのほかに、ショートステイ・トワイライトステイ事業として、地域資源、地域人材等の活用による事業の展開を検討してまいります。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	生後57日から12歳までの子どもがいる家庭において、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と手助けできる人(協力会員)による、地域における相互援助活動を実施します。	必要な支援体制については検討を継続していきます。	ネウボラ課
緊急サポート・センター事業	小学校卒業前までの児童について、病児や病後児、緊急時や宿泊を伴う預かりを実施します。	地域互助により育児負担の軽減を図ります。	ネウボラ課
児童育成支援拠点事業	生活困窮世帯や養育困難世帯等、支援、配慮を要する世帯に属する児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じ	市内の子育て支援の拠点等を活用し、こどもの健全な育成を図ります。	子ども家庭支援課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
	て、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。		
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭センターとして把握をした、支援・配慮を要する児童及びその世帯について、その世帯状況に応じて必要な家事・育児支援の調整を行います。	子ども家庭支援課
養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要な世帯に、専門性を持った支援員が訪問し、養育技能の向上等を目的とした継続的な支援を実施します。	子ども家庭センターとして把握をした、支援・配慮を要する児童及びその世帯について、その世帯状況に応じて必要な養育支援の調整を行います。	子ども家庭支援課
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けた制度です。保護者の就労状況にかかわらず、0歳6か月から満3歳未満の子どもを保育所等に預けることができます。利用できる月一定時間の預ける上限時間が設けられています。	国の動向を注視し、令和8年度の本格実施に向けて、準備を進めます。	保育サポート課
医療的ケア児保育	保育施設において、児童の必要とする医療的ケアを実施し、一人一人の状況に合わせた配慮をしながら、保育の提供を行います。	施設の設備、人員配置等を施設と相談のうえ、医療的ケア児を受け入れる施設の拡充を図ります。	保育サポート課

■こども・若者の意見（アンケート調査・ワークショップ）

■市民の意見（アンケート調査）

基本施策 5-3 教育・保育等の基盤整備計画（量の見込みと提供体制）